

令和8年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和8年3月6日（金曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第1号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第2号 諸般の報告について
- 第 5 議案第 1号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号））
- 第 6 議案第 2号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第2号））
- 第 7 議案第 3号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））
- 第 8 議案第 4号 令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第9号）について
- 第 9 議案第 5号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第10 議案第 6号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第11 議案第 7号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第12 議案第 8号 令和7年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第13 議案第 9号 令和7年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第14 議案第10号 出雲崎町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第15 議案第11号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第12号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第13号 出雲崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 第18 議案第14号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第15号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第16号 越後出雲崎天領の里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第17号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 第22 議案第18号 指定管理者の指定について（休憩所心月輪）
- 第23 議案第19号 指定管理者の指定について（北国街道妻入り会館）

- 第24 議案第20号 令和8年度出雲崎町一般会計予算について
- 第25 議案第21号 令和8年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第26 議案第22号 令和8年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第27 議案第23号 令和8年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第28 議案第24号 令和8年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第29 議案第25号 令和8年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について
- 第30 議案第26号 令和8年度出雲崎町下水道事業会計予算について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	和田一幸	2番	小林明日香
3番	宮下孝幸	4番	中野勝正
5番	高桑佳子	6番	小林玲子
7番	北谷三樹	8番	島明日香
9番	石川豊	10番	高橋速円

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	仙海直樹
副町長	河野照郎
教育長	曾根乗知
会計管理者	前田研
総務課長	権田孝夫
町民課長	相澤修一
保健福祉課長	金泉修一
こども未来室長	寺尾勉
産業観光課長	内藤良治
建設課長	小崎一博
教育課長	吉岡育子
建設課参事	日山正春
総務課参事	大谷博章
こども未来室参事	星野昌子

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	坂爪成丞

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋速円） ただいまから令和8年第1回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（高橋速円） 議会運営委員長から、去る2月10日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありました。ご協力をお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（高橋速円） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋速円） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、石川豊議員及び1番、和田一幸議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（高橋速円） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月13日までの8日間に決定いたしました。

◎議会報告第1号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について

○議長（高橋速円） 日程第3、議会報告第1号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願及び陳情については、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願及び陳情文書表のとおり所管の委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

◎議会報告第2号 諸般の報告について

○議長（高橋速円） 日程第4、議会報告第2号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおりの提出がありました。

去る2月20日に開催されました新潟県町村議会議長会第77回定期総会に私が出席してまいりました。お手元にお配りいたしましたとおりの報告いたします。

次に、議員派遣の結果について報告いたします。石川豊議員より、去る2月16日、17日の関川村への行政視察について、お手元に配りましたとおりの報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町一般会計補正予算
（第7号））

○議長（高橋速円） 日程第5、議案第1号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号））についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第1号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、物価高騰対策として実施する重点支援地方創生臨時交付金の活用に伴う関係予算を計上し、令和7年12月19日に専決処分をいたしましたものであります。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,474万1,000円を追加し、予算総額を39億4,290万2,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

9番、石川議員。

○9番（石川 豊） ページでいいますと、497ページでございます。ちょっとお聞かせをいただきたいと思ひまして……

〔何事か声あり〕

○9番（石川 豊） 違いましたかね。

○議長（高橋速円） これは議案第1号でしょう。

○9番（石川 豊） 別の議案でしたか。失礼しました。後ほど。

○議長（高橋速円） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第2号））

○議長（高橋速円） 日程第6、議案第2号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第2号））についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第2号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、先ほどの議案第1号と同様に、物価高騰対策の重点支援地方創生臨時交付金関連でございます。

本年4月分から水道使用料の基本料金減免のため、料金システムを改修する経費を追加いたしました。

これにより、収益的収入及び支出にそれぞれ150万円を追加し、収益的収入を1億9,927万2,000円に、収益的支出を2億691万3,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑はページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

4番、中野議員。

○4番（中野勝正） 96ページの中で、令和7年……

○議長（高橋速円） ページ数、もう一回おっしゃってください。

○4番（中野勝正） 96ページ。出雲崎町議会定例会議件集の中の目次の中で、今やっている、96ページになっているのですけども、違いますか。大丈夫ですよ。よろしいですか。議長、よろしいですか。

○議長（高橋速円） よろしいです。

○4番（中野勝正） その中で、他会計負担金という中で、今の説明の中で150万になっているわけですけども、このお金は収入の中でどこからどのように入ってきたか教えていただきたいのですけども。お願いいたします。

○議長（高橋速円） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 96ページの他会計負担金の150万円でございますが、こちらは一般会計から負担して水道会計のほうに持ってくる金額ということでございます。

○議長（高橋速円） 4番、中野議員。

○4番（中野勝正） 了解しました。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町一般会計補正予算
（第8号））

○議長（高橋速円） 日程第7、議案第3号 町長専決処分について（令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第3号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、衆議院議員総選挙等の実施及び大雪による除雪回数の増加に伴う関係予算等を計上し、1月23日に専決処分をしたものでございます。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,120万1,000円を追加し、予算総額を39億8,410万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

歳出予算からお願いいたします。495ページ、2款総務費、1項5目財産管理費です。こちらについては、役場駐車場の除雪に関連する経費を追加いたしました。

4項選挙費、衆議院議員総選挙等の実施に伴う予算を計上しており、全額県支出金を充当しております。

次に、497ページお願いいたします。7款商工費、1項5目天領の里管理費です。夕風の橋の修繕工事を計上いたしました。

8款土木費、2項2目道路維持費です。町道除雪に関連する経費を追加しております。

5項1目住宅管理費は、町営住宅の修繕料を追加いたしました。

歳入予算については、県支出金のほか、財政調整基金を追加しております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、中野議員。

○4番（中野勝正） 495ページと497ページになっているのですが、その中で今の説明の総務費の中で、10節の中の需用費の中の102万円、車両修繕料追加となっております。その中の、497ページの中で、今度は商工費の中の10節の中で、車両修繕料追加300万になっているのですが、これは全部除雪関係に当てはまるのかどうか、その辺、明細等をお聞かせください。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 495ページの車両修繕料追加102万円につきましては、総務課のほうで除雪車を1台所有しておりますので、その関連の経費になります。

以上です。

○議長（高橋速円） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 497ページの車両修繕料、こちらについては建設課のほうで所管している除雪車の修繕料でございます。

○議長（高橋速円） 4番、中野議員。

○4番（中野勝正） そうしますと、大分年数がたっている関係で、今後修繕の度合いが上がってくるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋速円） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 除雪車、一番古いものは平成3年購入のものがございましたが、今年の秋頃、入替えをさせていただいております。さらに古いものになりますと、細かな資料、今持ち合わせておりませんが、平成の10年代のものがありますので、年数経過を見ながら更新ということは考えております。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

◎議案第4号 令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（高橋速円） 日程第8、議案第4号 令和7年度出雲崎町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明を申し上げます。

令和7年度の当初予算は、37億2,100万円スタートいたしましたが、年度途中8回の補正により、2億6,300万円余りの予算を追加してまいりました。このたびの補正予算は、年度末を迎えての事業完了または精算見込みによる減額とともに、国の補正予算に伴い配分された事業費等を追加しております。

初めに、歳入歳出予算についてご説明いたします。歳出予算の主なものを申し上げます。2款総務費、1項7目企画費では、ふるさと出雲崎応援基金積立を減額いたしました。

14目減債基金費では、後年度の起債償還額を平準化する財源に充てるため、減債基金への積立金を計上いたしました。

3款民生費、2項2目児童措置費では、小木之城保育園保育実施委託料及び出雲崎こども園施設型給付費を追加いたしました。

6款農林水産業費、1項6目地籍調査費では、国の補正予算により、地籍調査業務委託料を追加いたしました。

9款消防費、1項1目常備消防費では、常備消防事務委託料を追加いたしました。

3目消防施設費では、防火水槽の比較検討業務委託料及び設置工事設計業務委託料を計上いたしました。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、校舎棟北面外壁改修設計業務委託料を計上いたしました。

3目学校給食費では、給食室エアコン設置工事を計上いたしました。

3項中学校費、1目学校管理費では、体育館空調設置・断熱化・気密化工事設計委託料を計上いたしました。

一方、歳入予算につきましては、国の補正予算並びに各事業完了または精算見込額に基づき、所要の補正をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ2,176万9,000円を追加し、予算総額を40億587万2,000円とするものであります。

第2表、繰越明許費につきましては、プレミアム商品券利用事業のほか、国の補正予算により実施する事業等につきましては、翌年度に繰り越して実施できるようお願いするものでございます。

第3表、地方債の補正につきましては、各事業の実績見込額等により起債限度額を追加及び変更いたしました。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

歳出予算からお願いいたします。歳出全般において、減額につきましては実績または精算見込みによるものです。

523ページをお願いいたします。2款総務費、1項7目企画費です。24節の積立金、ふるさと出雲崎応援基金積立金を寄附額の減により3,000万円を減額するものです。2月末現在の申込みは1,466件、寄附額は4,938万円となっております。

次、525ページお願いいたします。14目の減債基金費、24節積立金の減債基金積立です。減債基金の令和7年度末の残高は1億2,282万6,000円となります。

次に、527ページお願いいたします。3款民生費、2項2目児童措置費です。12節の委託料及び19節の扶助費になります。人事院勧告に伴う公定価格の増などによりまして、小木之城保育園保育実施委託料及び出雲崎こども園施設型給付費等を追加しております。

531ページをお願いいたします。6款の農林水産業費、1項6目地籍調査費です。国の補正予算に伴い、委託料を1億823万5,000円追加し、令和8年度に繰越しをいたします。

535ページをお願いいたします。9款消防費、1項3目の消防施設費、12節の委託料になります。防火水槽の委託料400万円については、財源となる過疎対策事業債の関係で令和7年度に前倒しし、令和8年度に繰越しをいたします。

537ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の12節委託料です。校舎棟の北面において、外壁の剥落があり、大規模な工事となることから、設計業務委託料を102万3,000円計上し、令和8年度に繰越しをいたします。

3項中学校費、1目学校管理費の12節委託料では、体育館空調設置・断熱化・気密化工事設計委託料1,243万円を計上し、令和8年度に繰越しをいたします。

事業概要につきましては、2月の全員協議会で説明したとおりであります。

続きまして、歳入予算についてです。全般的に国の補正予算並びに各事業の精算見込みなどにより所要の補正を行っております。

517ページをお願いいたします。20款繰入金、1項1目の基金繰入金です。財政調整基金を1億1,645万円戻し入れ、これによりまして財政調整基金の令和7年度末残高は23億6,000万円程度となります。

補足は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、小林議員。

○2番（小林明日香） 537ページの12節、学校管理費で1,243万計上されていると思うのですが、こちら、どちらの設計事務所さんをお願いされているか教えていただけますか。

○議長（高橋速円） 教育課長。

○教育課長（吉岡育子） 3月補正で計上いたしまして予算の可決が決まりましたら、これから設計を出すものになりますので、まだ現在決まっておりません。

○議長（高橋速円） 2番、小林明日香議員。

○2番（小林明日香） 設計料だけで1,000万超えていますよね。ということは、工事費1億円超えると思うのですが、合っていますでしょうか。

○議長（高橋速円） 教育課長。

○教育課長（吉岡育子） 設計料が高額だということは承知をしております。2月の全員協議会でご説明を申し上げましたとおり、本事業におきましては、内閣府による指定避難所となっている学校体育館を活用した屋内退避環境整備事業補助金及び文部科学省の学校施設環境改善交付金の空調設備整備事業を併用して実施するものになっておりますので、通常の工事に比較いたしまして、予算のほうの負担は少ないものと考えております。

○議長（高橋速円） 2番、小林明日香議員。

○2番（小林明日香） たしか半分は町が出すのではなかったでしょうか。

○議長（高橋速円） 教育課長。

○教育課長（吉岡育子） 本設計委託料の内訳です。1,243万円の内訳は、断熱化・気密化工事設計委託として649万円、空調工事として594万円です。内閣府の補助金は、断熱化・気密化事業における設計費の10分の10が対象となっており、649万円が歳入予算のほうに計上してございます。文部科学省の補助金は、空調設置事業における設計費であり、令和8年度を予定しておるところになります。

以上です。

○議長（高橋速円） 2番、小林議員。

○2番（小林明日香） 両方とも10分の10、国から予算が下りるということでよろしいでしょうか。

○議長（高橋速円） 教育課長。

○教育課長（吉岡育子） 空調設置における断熱化・気密化工事設計委託に係る649万円につきましては、10分の10が対象となっております。空調設置に係ります649万円につきましては、上限がござい

ますけれども、2分の1が文部科学省からの補助金になっておりますし、文部科学省の補助金の後には交付税措置のある地方債の活用、そして東京電力からの支援のほうも予定をしておるところになります。

以上です。

○議長（高橋速円） いいですか。もう3回超えているのですけども。担当と、それは今度はデスクでやってください。いいですね。

ほかにありませんか。

5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） 2点ほどお願いします。

教育課になります。535ページ、一番下のほうなのですが、教育振興費で高校生の通学費の助成金の減が入っております。定期代が高いことを考えると、そう大きい金額ではないのかもしれないのですが、一応高校生の人数も大体分かっていて、減額になる場合、ちょっと金額高いのかなというふうに思いましたので、それについて詳細をお聞きしたいと思います。

もう一点なのですが、次の537ページ、小学校費の給食室のエアコン設置工事、こちら資料のほうにも説明があるのですけれども、以前から小学校の電気の関係は非常に複雑になっていて、よく電気が落ちるとか、これ、給食室で落ちると非常にまずいと思っているのですけれども、そこら辺の問題は、今回これ、エアコンの設置になると、かなりの電気を食うと思うのですけれども、解消できるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円） 教育課長。

○教育課長（吉岡育子） まず、町高校生通学費助成金の減額によります。予算計上時には卒業生の予定につきまして、不足のないように計上をしております。しかし、現状は親の送迎また通信課程高等学校への通学など、利用されない場合もあることから減額になっております。

続きまして、給食室エアコン設置工事の追加でございます。こちらのほうにつきましては、給食室のエアコンの設置及び食品庫内のルームエアコンの設置1台を予定をしております。現在調理室にはパッケージエアコン1台を設置しておりますが、部屋の面積に対して能力が不足している状態になりますので、昨今の気象状況のほうを考えますと、調理室内の高温多湿といったところを避けるためにも、空調の設置のほうを予定をしておるものになります。

先ほどご質問のありました小学校機械室の電気設備の配線の関係なのですが、非常に、議員おっしゃるとおりで、複雑になっておまして、増設、増設といったところで、なかなか厳しい状況であることは承知しておりますが、その辺も今後につきまして、検討のほうを継続いたしまして、そういう事象が起きないように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋速円） 5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） 交通費のほうは、助成のほうは承知しました。

この給食費のエアコン、能力不足による増設ということで、この昨今暑い中で給食作っていただくの大変ですから、もちろんその整備は重要なことなのですけれども、やはりおっしゃったように、給食室の電気が落ちるといことは、物すごく学校給食にとっては大変なことだと思いますので、できれば早急に解決のほうをお願いします。

以上です。

○議長（高橋速円） ほかにございませんか。

9番、石川議員。

○9番（石川 豊） 先ほどは失礼しました。3点ほどお願いをしたいと思います。

先ほど補足説明で総務課長のほうから年度末における実績調整といいますか、そういう分ではほとんどが減額だということなのですが、その減額の中でちょっとお聞きをしたいのですが、1点目は522ページでございます。2款総務費、1項総務管理費の8目です。地域おこし協力隊活動費、これ493万8,000円の減額補正ということになっているのです。かなりの金額だと思うのですが、これはどうなのですか。当初見越した地域おこし協力隊が採用できなかったのかどうか、あるいは単なる年度末での調整なのかということがお聞きをしたいということでございます。

2点目は、これも同じです。528ページです。528ページの4款1項保健衛生費、3目です。保健師設置費、これも356万8,000円の減額補正ということでございますから、単なる年度末、言ってみれば年度末調整といいますか、そういうことであつたのかどうかということをお聞きしたいということです。

最後、3点目でございますけれども、532ページでございます。8款土木費です。3目の道路新設改良費、その上もそうですね。道路維持費。それぞれ維持費のほうでは1,000万を超えて1,045万ということですし、改良費のほうは857万8,000円と、両方とも減額補正ということで、これも単なる年度末調整なのですかということなのかどうかをお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋速円） 総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 522ページの総務費の地域おこし協力隊活動費の493万8,000円の減についてです。こちらについて、当初予算の段階では2名の人件費を見ておりました。1名については、既に採用している職員ですが、もう1名については新たな分野で採用を予定しておりました。当初の段階から物産の開発とか、そういった面での採用を検討しておりましたが、なかなか受入れ態勢の関係で募集までにはいかなかったということです。それもありますし、あと後半になりまして、地方創生の関係で新年度から地域活性化起業人という新たな制度を検討したこともありまして、採用についてはちょっと待ったということで、また新年度において、新たな形で募集はかけたいと思ひまして、1人分を減させていただいております。

以上です。

○議長（高橋速円） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） ご質問の528ページ、保健師設置費の356万8,000円の減額の理由でございます。保健師1人、12月末で退職ということに伴う減額補正ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋速円） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 533ページ、土木費の道路維持費の内容でございます。工事請負費につきましては、道路維持工事の緊急自然対策事業債を使った工事でございます。本年度につきましては10本の工事を実施しております。10本の工事実施していく中で、最終精算で工事費につきましては960万円不用残が出たということでございますし、道路維持費の中のその上の委託料という話になりますと、嘱託登記業務委託でございますが、委託を考えておりましたが、職員が直営で嘱託登記できましたので、全額を減額しておるものでございます。

道路新設改良工事、こちらのほうは3本の改良工事の現場でございましたが、なるべく交付金を有効に活用するといひますか、交付金見合いに本工事のほうをなるべく合わせていくという操作をしております。年度末によって、最終的には510万程度残を出したというものでございます。

○議長（高橋速円） 8番、島議員。

○8番（島 明日香） 527ページの3款2項3目の17節備品購入費の川西児童遊園ソーラー時計、ずっとお願いしていたものを入れていただきありがとうございます。子どもたちも保護者も喜ぶと思ひますが、この時計、いつから設置される予定なのか、またどこに時計をつけるかというのも話し合っていたと思ひのですが、決まっていたら教えてください。

○議長（高橋速円） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 川西児童遊園のソーラー時計です。現在設置予定が太陽光型の電波時計ということで計画しております。補正予算可決後に速やかに着手をし、4月、春のシーズンに間に合うように設置をしたいというふうに思っております。

また、設置箇所については、現場のほう確認してございまして、なかなか設置箇所、いい場所がなかなか見つからなかったのですが、川西児童遊園の入り口にあるトイレの壁面、そこが遊ぶ方向性とかも考えまして、適地だろうということで、そこに一応設置する予定で考えております。

以上でございます。

○議長（高橋速円） ほかにありませんか。

4番、中野議員。

○4番（中野勝正） 517ページの中で、ふるさと納税寄附金と企業版ふるさと納税寄附金、これあるわけでございますが、当町においても非常に頑張っている中で、このような結果として出たわけですけども、これを今後どのようにまた、これ、町長に聞かせていただきたいのです、その考え方を。

どのようにこの令和8年度持っていかれるのか、その辺を、明細等考えがありましたら聞かせてください。

○議長（高橋速円） 町長。

○町長（仙海直樹） ふるさと納税寄附金についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、私もこのふるさと納税には一丁目一番地ということで力を入れさせていただいておりましたが、今回はこういった形で目標を達成することができず、減額になってしまいました。今後も、まず昨年度、米の非常に返礼品が多く出ましたので、お米のほうを、やはりこの世の中の動向に左右されない形で引き続き出雲崎のお米、ブランド米を選んでいけるような形を築いていきたいなと思っております。それと、新年度予算のほうにも計上させていただいているのですが、ふるさと逸品開発のほうの補助金というような形で、また新たな返礼品の開発に向けて、事業者等にもまたご協力をいただきたいと思っております。

そして、もう一つが様々な自治体、寄附額が伸びている自治体を見ますと、中間業者という形で議会の皆さんも去年熊本に視察行ったかと思うのですが、ああいった形で中間業者の方が入って一緒になって寄附の増額を目指している自治体もございますので、そういった中間業者のほうも検討したいと思っております。ただし、中間業者のほうを活用するとなりますと、補正予算か何かの形でまた議員の皆さんにはご相談をさせていただく形になろうかと思うのですが、そういった形、あるいは来年度から取り組みたいと思っているのですが、この地域商社ということで立ち上げのほうも検討を進めていきたいと思っておりますので、そういったような形。いずれにいたしましても、様々な方向性で検討しながら、ここはやはり目標達成のために、さらなる増額ということで努めていきたいと思います。

それと併せて企業版ふるさと納税のほうもお願いをして、そこと併せて寄附額を伸ばしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋速円） 4番、中野議員。

○4番（中野勝正） ぜひ町長の今の答えの中で頑張ってくださいようをお願いしたいと。私ども議会も、それにおいては全面的に協力させていただくように、また議長にも提言したいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

2番、小林議員。

○2番（小林明日香） 527ページの下から2段目と3段目なのですが、配食弁当の予算がマイナス計上になっているのですが、町長の方針で配食を週5に増やすという目標があったかと思うのですが、こちら減らしているのはなぜですか。

○議長（高橋速円） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一）　まず、配食弁当の配達手数料の減であります、これは配達件数の減に伴うものでございます。当初は、1回50件で見ておりましたが、実績においては1回32件の配食であったというところ。それから、次の配食弁当の調理業務の委託料の減ですが、これは配食数の減ということで、当初は1回50食と見ておりましたが、実績においては1回平均45食というところで、それに伴う減額補正ということでございます。また、新年度、1週間通しての配食を新たに開始するというものについては、これからそれぞれ要望、要求、申込みですか、予約に応じて、またこれから始まりますけれども、それは当初見合いの配食数により、当初予算のほうは計上してありますので、これについては7年度の実績として減額をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（高橋速円）　2番、小林議員。

○2番（小林明日香）　前は週2回だったのが5回に増えて、すごくいいなと思ひまして、あと高齢者の方、食べることがもう喜びなので、ぜひともメニュー関係も健康にいいもので、そこを充実することによって、高齢者の住んでいる方たちのQOL、クオリティーが上がっていくので、おいしいものが、住んでいたら、毎回、週5日、ちゃんと独り暮らしでも配られるような町内にこれからしていくのがすごく大事だと私は思うので、そこはぜひ、お金を、予算を取って、おいしい地場のこういうものが食べれるよというのがニュースになるような町にしていっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（高橋速円）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　以上で質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（高橋速円） 日程第9、議案第5号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第5号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の決算見込みに基づき、2款保険給付費を1,700万円減額したほか、5款基金積立金に利子分を積立いたしました。

歳入予算では、決算見込みに基づき、6款県支出金を1,700万円減額し、7款財産収入に16万9,000円を追加いたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ1,683万1,000円を減額し、予算総額を5億4,359万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

補正予算書の553ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、受診件数の減によりまして、1項1目の療養給付費を1,700万円減額いたしました。

5款基金積立金では、国保財政調整基金に利子として16万9,000円を積み立てているものでありまして、これによりまして、同基金の年度末現在高は1億8,033万2,000円となる見込みでございます。

次に、歳入です。551ページをお願いいたします。6款県支出金は、療養給付費の交付見込みによりまして、普通交付金を減額し、7款財産収入に財政調整基金利子を追加いたしました。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）に
ついて

○議長（高橋速円） 日程第10、議案第6号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第6号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の決算見込みに基づき、1款総務費を17万3,000円追加し、2款保険給付費を700万円減額し、5款基金積立金に19万7,000円を積立していました。

歳入予算では、決算見込みに基づき、3款国庫支出金、5款県支出金、6款財産収入をそれぞれ増額し、4款支払基金交付金、7款繰入金を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ663万円を減額し、予算総額を6億9,631万8,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

補正予算書の565ページをお願いいたします。1款総務費では、認定審査件数の増によりまして審査会負担金を追加いたしました。

2款保険給付費、1項1目介護サービス給付費では、デイサービス及びショートステイの利用の減によりまして居宅介護サービス給付費を1,100万円減額し、地域密着型介護サービス給付費を実績見込みによりまして400万円追加いたしました。

また、2款2項介護予防サービス費等諸費から567ページの4款3項包括的支援事業・任意事業費までは、現年度分の介護給付費交付金等の減に伴いまして財源更正をしております。

また、5款基金積立金は、介護給付費準備基金利子を追加いたしました。

次に、歳入の561ページをお願いいたします。3款国庫支出金、5款県支出金はいずれも交付決定により、6款財産収入では基金利子分をそれぞれ追加し、4款支払基金交付金は変更交付申請により減額いたしております。

また、7款繰入金、2項1目におきましては介護給付費準備基金繰入金を250万減額いたしまして、これによりまして同基金の年度末現在高は1億6,035万6,000円となる見込みでございます。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時30分)

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◎議案第7号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（高橋速円） 日程第11、議案第7号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第7号につきましてご説明申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の決算見込みに基づき、3款後期高齢者医療広域連合納付金を668万3,000円追加いたしました。

歳入予算では、決算見込みに基づき、1款後期高齢者医療保険料を同額追加しております。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ668万3,000円を追加し、予算総額を8,119万9,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

補正予算書577ページをお願いいたします。3款後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料の収納増に伴いまして追加をいたしております。

次に、歳入予算です。575ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料におきましては、被保険者の増加等によりまして668万3,000円を追加しております。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 令和7年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋速円） 日程第12、議案第8号 令和7年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明を申し上げます。

令和7年度の簡水会計では、経営戦略の改定業務や沢田、神条、吉川地区の老朽管更新工事を実施しております。

このたびの補正予算ですが、収益的予算では、年度末を迎え、精算による委託料、工事費などの減額を行っております。資本的予算では、来年度に予定していた吉川地区の老朽管更新工事費を前倒しして追加いたしました。

これらによりまして、収益的収入を166万4,000円減額し、1億9,760万8,000円に、収益的支出を1,096万円減額し、1億9,595万3,000円といたします。

資本的収入では、19万3,000円を追加し、8,080万円に、資本的支出に920万5,000円を追加し、1億437万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補正予算書の111ページをお願いいたします。収益的収入の受託工事収益です。説明欄の県補償工事費は、中学校下の橋りょう工事で水道管の移設補償分ですが、精算により減額いたします。

下の表の収益的支出です。1目原水及び浄水費の16節委託料の管路洗浄業務委託料の減額は、海岸部に排水している上中条系の取水量が減少傾向と感じ、管路の洗浄を予定しましたが、各井戸に流量計を設置いたしまして、確認のところ、さほどの変化はございませんでしたので、管路洗浄を見送ったことによるものでございます。

2目配水及び給水費の19節修繕料ですが、例年に比べ自然漏水などの修繕が少なかったことにより減額しております。

113ページをお願いいたします。資本的収入の企業債追加は、繰越いたします吉川地域の老朽管更新工事の財源として追加いたしました。

下の表に移りまして、資本的支出の1項建設改良費、22節の工事請負費は、吉川地域の工事費分でございます。

収入支出とも8年度に明許繰越しいたします。

以上でございます。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 令和7年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋速円） 日程第13、議案第9号 令和7年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明を申し上げます。

令和7年度の下水道会計では、先ほどの簡水と同様に経営戦略の改定業務を行っております。また、特環下水道のマンホールポンプの更新や施設の維持管理を実施しております。このたびの補正予算は、収益的、資本的予算とも年度末を迎え、精算による減額を行っております。

これらによりまして、収益的収入から490万円を減額し、3億5,176万2,000円に、収益的支出から600万円を減額し、3億4,816万2,000円といたします。

資本的予算では、収入を150万円減額し、9,979万円に、支出では40万円を減額し、1億4,343万8,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補正予算書127ページをお願いいたします。収益的収入です。説明欄の他会計補助金の減額は、今回の補正予算全体を見た中で、一般会計からの基準外繰入金を減額するものです。

下の表に移りまして、収益的支出ですが、それぞれ精算により減額いたしました。

めくっていただきまして、129ページをお願いいたします。資本的収入の5項国庫補助金の減額は、交付決定額に合わせたものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 出雲崎町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（高橋速円） 日程第14、議案第10号 出雲崎町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第10号につきましてご説明を申し上げます。

令和3年度に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定いたしました過疎地域持続的発展計画、いわゆる現行の過疎計画の期間が令和7年度末で期限を迎えるため、今後5年間の計画を策定するものでございます。

本計画を策定することにより、総合的な過疎対策事業に充当できる過疎対策事業債の借入れといった財政措置を受けることが可能になります。本町も昭和45年の過疎地域の指定以来、55年間にわたり、町道改良、農業集落排水事業、公共下水道事業等、生活環境の整備を中心に支えてきた根本的な制度であります。

過疎対策事業によりまして、令和6年度までの過去55年間の本町の総投資額は約379億円となっており、今後5年間の過疎関連事業費は総投資額が30億円を予定しております。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

後期の過疎計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間となっており、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活用のさらなる向上が実現するよう取り組むこととしております。

計画の内容について説明をいたします。17ページをご覧ください。こちらには過疎地域の持続的発展のための基本方針が掲載されておりますし、19ページをお願いいたします。こちらには基本目標を設定しております。

それから、22ページ以降になります。こちらにつきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び新潟県が定めた過疎地域持続的発展方針に沿って、12分野についてそれぞれ現況と問題点、その対策や事業計画等を整理したものでございます。

過疎計画の事業執行につきましては、随時詳細な事業計画が固まり次第、計画を変更するという形を取っておりますので、現時点では内容的になかなか不透明なものや事業名も暫定的な事業名を載せてあるケースもございます。今後、過疎対策事業債を活用した過疎地域の持続的発展に資する事業の事業内容の変更や事業の追加が生じた場合は、随時議会にお諮りして計画を変更させていただきたいと考えております。

今回策定する過疎計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づきまして、議会の議決を経て出雲崎町過疎地域持続発展計画を定めるという形になっております。

補足は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてをお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第15、議案第11号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、選挙事務に関する投票管理者等の報酬額について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項で定める費用弁償額との整合性を図るため、改正するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

選挙事務に関する投票管理者等の報酬額につきましては、昨年の3月議会において、国の基準額に合わせて増額させていただきましたが、国の法律が昨年6月に改正され、費用弁償額がさらに増額となりました。今後も社会情勢により増額も予想されますので、法律の改正に合わせて条例改正を行う必要がないようにするため、条例の報酬額の欄を金額ではなく、法律で定める額とするものであります。

なお、今回の条例改正後の報酬額につきましては、補足説明資料の57ページにありますので、参考にしてください。

補足は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第16、議案第12号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和8年4月から任期付職員として保育士1名を採用することに伴い、本条例中の別表第2、級別職務分類表の職務を改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

このたびの改正内容は、本条例第3条関係の別表第2、行政職給料表級別職務分類表の1級及び2級の基準となる職務欄に保育士を追加するとともに、栄養士を管理栄養士に改めるものであります。

補足は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 出雲崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第17、議案第13号 出雲崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、子ども・子育て支援法が改正され、令和8年度から新たな給付として実施される特定乳児等通園支援事業の運営基準を定めるものです。

乳児等通園支援事業は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、市町村が条例で定める運営基準を満たすことにより給付を受けることができます。令和7年11月に国の基準が示されたことから、これに準じて本町の基準を定めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉） 補足説明をいたします。

定例会資料の59ページをご覧くださいと思います。こちらに条例の制定についてがございませうけれども、条例の制定の理由につきましては、町長の説明のとおりでございます。

条例の主な概要といたしましては、特定乳児等通園支援事業者に係る運営の基準について、事業者が定める利用定員に関する基準、事業の利用に関する詳細事項を定めるほか、その他事業の実施に当たり、必要となる関係事項を定めるものであります。

第1条、第2条では、条例の趣旨、一般原則を定め、第3条から第32条までは、利用定員に関する基準、運営に関する基準を定め、第33条は、電磁的記録などについて定めるものであります。

なお、施行期日につきましては令和8年4月1日になります。

補足は以上となります。よろしくようお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、社会産業常任委員会に付託いたします。

◎議案第14号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第18、議案第14号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第14号につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、子育て世代に対する支援をさらに拡充されるため、乳幼児おむつ等支給事業の拡充を図るものです。

現行の事業対象者は、満2歳に満たない者となっておりますが、令和8年4月から満3歳に満たない者に拡充することに伴い、所要の改正を行うものです。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

このたびの制度の拡充につきましては、町長の提案理由のとおりでございます。

支給対象者は、満2歳に満たない者から満3歳に満たない者に拡充するもので、給付額につきましては、現行と同じく1か月当たり5,000円を限度といたします。

また、令和7年度中に満2歳に達し、支給期間が終了している子どもにつきましては、特例といたしまして、一律令和8年4月から令和9年3月分までを支給いたします。

補足は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、中野議員。

○4番（中野勝正） 非常に私としてはいいことだなというふうに思っているのですが、この中では他の町村も大体このようなことで2歳になっているのか、また3歳になっているのかは、どのようになっているかは分かたら聞かせてください。

○議長（高橋速円） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 現在、他の市町村の状況については把握しておりません。本町におきましては、庁舎内で構成されております特定推進室の中で話合いを行いまして、2歳、3歳に満たない児童について、おむつが取れない子もいるというところ、それと保健師、助産師等の意見も併せまして今回拡充するものでございます。

以上であります。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行ひます。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第19、議案第15号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、介護保険法施行令の一部改正により、令和7年度税制改正に伴う給与所得控除の最低保障額の引き上げによる介護保険料への影響を考慮し、令和8年度における65歳以上の被保険者の保険料率の算定方法を令和7年度税制改正前と同様とする特例を設けるものでございます。併せて住民税の非課税の範囲内で就労する者に係る特例減免を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

このたび令和7年度税制改正におきまして、給与所得控除の最低保障額について、55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われました。この結果として、令和7年中の給与等の収入額が55万円を超え、190万円未満である者の一部については、合計所得金額が減少することで被保険者本人が非課税者となるなど、被保険者の所得段階に異動が生じます。

第1号被保険者の介護保険料においては、住民税の課税状況や合計所得金額を算定基準としていることから、令和7年度税制改正に伴い、現在の第9期介護保険事業計画、6年から8年までであります。それにおける介護保険料収入が減少する可能性があります。このため、保険料収入不足をできる限り防止する観点から、介護保険法施行令におきまして、第1号保険料の算定に当たり、給与所得について、令和7年度税制改正前の基準で算定するよう特例を設けるものであります。

その上で、令和7、8年度のどちらも住民税非課税世帯の方及び令和7年度住民税非課税でありながら、令和8年度の介護保険料上では課税とみなされる方につきましては、条例改正によりまして、非課税としてみなす保険料の特例減免を設けるとともに、減免に当たっては納付義務者の申請を要しないものとして所要の改正を行うものでございます。

補足は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 越後出雲崎天領の里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円） 日程第20、議案第16号 越後出雲崎天領の里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明申し上げます。

越後出雲崎天領の里につきましては、株式会社イドムが指定管理者として管理、運営を行っておりますが、屋外のキッチンカーによる販売など、様々な販売手段や時間による利用が増えております。このため、指定管理者による主体的な管理により、民間活力がさらに発揮され、施設の魅力が向上するよう条例の一部改正を行うものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治） 補足説明をさせていただきます。

町長の提案理由の説明のとおりでございますが、指定管理者の自主事業として天領の里の屋外イベントなどが増加し、集客に結びついております。

今回の条例改正では、条例別表第2、料金表の区分、多目的研修室以外を削除し、また多目的研修室の利用時間及び料金については、利用者の利便性を向上させるために1時間単位に変更するものでございます。

この改正によりまして、来客数の増加に伴い、出店の利用が増えますと、その価値が上がりますので、競争原理による価格決定も可能になります。これを指定管理者の自主事業として行うことを明確化することで、指定管理者、利用者、そして町にとってもメリットが出てくるものと考えております。

ただし、利用料金につきましては、指定管理基本協定第51条に基づき、町と指定管理者が協議することとし、町としても管理可能なものとしたします。

補足は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、小林明日香議員。

○2番（小林明日香） キッチンカーの話がちらりと出ていたのですが、そちらについては広場にキッチンカーが来たときにイドムさんが幾らかお金を請求して管理をするという形になるのでしょうか。

○議長（高橋速円） 産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治） 天領の里、施設全体を指定管理という形で株式会社イドムさんのほうに管理をお任せをしておりますので、イドムさんのほうでという形になります。

○議長（高橋速円） 2番、小林明日香議員。

○2番（小林明日香） イドムさんが管理することによって、キッチンカーでたくさんの方たちが進出したいのに、同じ物を売っているからという理由で排除されるケースがあるというのを以前伺ったことがあります。それでは本末転倒になってしまうので、キッチンカーの業者、販売している物がバッティングするからといって排除することがないような形は取れるのでしょうか。

○議長（高橋速円） 産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治） それは天領の里をお任せしている事業者としてのイドムさんという立場でございますが、指定管理者という立場でございますけれども、事業者としてどのようにお考えになるかというような部分になりますので、今こちらのほうで私どもがどうだというようなことはお答えができるものではないというふうに考えております。

○議長（高橋速円） 2番、小林明日香議員。

○2番（小林明日香） 出雲崎町のにぎわいを創出するというのが出雲崎のメインの、主の目標であるのに対して、イドムさんの事業の場所だからといって排除されてしまうと、せっかくのにぎわいが、これから可能性としてあるものを逆に潰してしまうのではないかという危機感を私は抱いております。たとえイドムさんの的には同じ業者だとちょっと面白くないかもしれないのですが、そこは町でキッチンカーの部門に関してだけは握られておいたほうが出雲崎町のにぎわいとして発展すると私は考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋速円） 産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治） 議員おっしゃられるとおり、出雲崎町全体のにぎわい、天領の里のにぎわいということを考えれば、一店でも多く出店、キッチンカーがあると、そういうような考え方になるのだろうというふうには思います。その辺は、指定管理の基本協定、そういったところをいま一度確認をしながら、またイドムさんのほうとも話をして詰めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

○議長（高橋速円） 日程第21、議案第17号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第17号につきましてご説明を申し上げます。

このたび長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で締結をしている公共施設の相互利用に関する協定書について、長岡市悠久山屋根付多目的コートが令和8年6月1月から追加されることに伴い、変更するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

変更の内容は、町長の説明のとおりです。

長岡市悠久山屋根付多目的コートは、令和4年度末に閉鎖した悠久山プールの建物を大規模改修し、個人やサークルなどがテニスやフットサルといった球技を楽しむことができ、野球の練習場としても活用できる施設であり、令和8年6月1日に供用開始となります。

補足は以上です。よろしくようお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 指定管理者の指定について（休憩所心月輪）

○議長（高橋速円） 日程第22、議案第18号 指定管理者の指定について（休憩所心月輪）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第18号につきましてご説明を申し上げます。

休憩所心月輪につきましては、現在株式会社イドムを指定管理者として指定しておりますが、本年度をもちまして指定期間が満了いたします。

次の指定管理者につきましては、指定期間を1年間とし、非公募で応募しましたところ、現指定管理者から指定申請書の提出がございました。提出された申請書について、今後事業計画、経営への取組などについて、出雲崎町公の施設指定管理者選定委員会での審議を踏まえ、株式会社イドムを指定管理者として指定したいというものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治） 補足説明をさせていただきます。

町長の提案理由の説明のとおり、株式会社イドムから応募をいただきました。

運営上の基本方針は、施設の公共性を保ちながら、本年度までの事業の踏襲を基本とし、運営上の経済性につきましても人件費や光熱水費、仕入れと在庫などの徹底した管理を行うとともに、情報発信と食事メニューの開発、地元保育園、小中学校との連携、天領の里や地元事業者と一層の連携を図り、集客する積極的な内容でございました。

指定管理者選定委員会において、これら事業計画などを審議いたしました結果、指定管理候補として指定したいというものでございます。

なお、指定の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。

補足は以上です。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、小林議員。

○2番（小林明日香） 1年間様子を見た後で、何か目標値があって、また延長するのか、もしくはそこまでいかなかったら、もう心月輪はお金をかけないというような明確な線引きは何かございますか。

○議長（高橋速円） 産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治） 経営上の明確な線引きというのは、今回の指定管理者の指定の中では決定しておりません。

以上でございます。

○議長（高橋速円） 2番、小林議員。

○2番（小林明日香） この1年間に心月輪にかかる費用をおっしゃってください。

○議長（高橋速円） それは予算書にありますよ。

○2番（小林明日香） では、その費用を、もしまたそのまま売上げが伸びなくて、また来年も続けるようであれば、全く無駄な費用になると思いますし、あとエアコンなどの改修費もまた入って、直す費用とかが入ってくると思います。切り捨てるのであれば早めに、延長するのであれば、ここぐらいの目標が出たらという形で明確にしないと、いつまでたっても毎年毎年何千万もお金が出ていくような、腫瘍みたいなものに出雲崎町にとってなってしまうので、その辺りの線引きはもうちょっとシビアにさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（高橋速円） 要望ですか、質問ですか。

○2番（小林明日香） 質問です。

○議長（高橋速円） 産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治） 今厳しいご指摘をいただいたと思っております。指定期間を1年というふうにさせていただきましたのは、前回の全員協議会でも若干ご説明をさせていただきました、あの施設でございますけれども、公共性もかなりある施設ということで、良寛記念館、それのお休みどころ、それからいがた景勝100選1位当選の地として見えられる方がちょっと立ち寄るところ、そういった部分でもって、かなりの公共性があるというふうに考えております。休憩所心月輪としてだけを捉える、その経済性だけを捉えるということではなくて、そういった部分を重視した中でということで、1年間という継続を今お願いをしておるところでございますが、お話をしておるところでございますが、施設的には大改修、抜本的な改修をしていない施設ということで、かなり年数もたってきておりますし、あそこ、エリア全体の入り込みですとか、そういった部分も含めまして、心月輪そのものがこれからどういうふうな方向であるべきかというのが一番町にとっていいのかというのをこの期間、できるだけ早い期間で、ある程度の方向性を出したいというふうに考えての1年間も含めて、今回1年間ということで指定管理期間を限定してお願いをしたいということでございます。

以上です。

○議長（高橋速円） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 指定管理者の指定について（北国街道妻入り会館）

○議長（高橋速円） 日程第23、議案第19号 指定管理者の指定について（北国街道妻入り会館）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明を申し上げます。

北国街道妻入り会館につきましては、現在妻入りの会を指定管理者として指定しておりますが、本年度をもちまして指定管理期間が満了いたします。

次の指定管理者につきましては、指定期間を2年とし、非公募で応募しましたところ、現指定管理者から指定申請書の提出がございました。提出された申請書について、今後の事業計画などについて、出雲崎町公の施設指定管理者選定委員会での審議を踏まえ、妻入りの会を指定管理者として指定をしたいというものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） 補足説明がありましたら、これを許します。

教育課長。

○教育課長（吉岡育子） 補足説明をさせていただきます。

町長の提案理由の説明のとおり、妻入りの会から応募をいただきました。妻入りの会は、自主事業も行いながら観光案内や地域住民との対応が適切に行われていると認められ、地域交流の拠点となるサービスを提供することが可能な団体であり、引き続き指定管理者として適切であると考えます。

なお、指定の期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

補足は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋速円） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前 11時36分)

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議案第20号 令和8年度出雲崎町一般会計予算について

議案第21号 令和8年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

- 議案第22号 令和8年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第23号 令和8年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第24号 令和8年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 議案第25号 令和8年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について
- 議案第26号 令和8年度出雲崎町下水道事業会計予算について

○議長（高橋速円） 日程第24、議案第20号 令和8年度出雲崎町一般会計予算について、日程第25、議案第21号 令和8年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第26、議案第22号 令和8年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第27、議案第23号 令和8年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第28、議案第24号 令和8年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、日程第29、議案第25号 令和8年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について、日程第30、議案第26号 令和8年度出雲崎町下水道事業会計予算について、以上議案7件を一括議題といたします。

ここで、ただいま上程されました令和8年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から令和8年度の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） 本日、ここに令和8年3月町議会定例会を迎え、令和8年度予算をはじめとする諸議案をご審議いただくに当たり、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方や最重点施策等を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、令和6年2月に出雲崎町長に就任をしてから2年が経過をいたしました。この2年の間、出雲崎町の発展のため、全力を傾注してまいりました。

人口減少対策として定住促進奨学金の新設、子ども・子育て支援のさらなる充実、基幹産業である農業の担い手となる町内初の農業法人の設立支援、町の実態に即した津波避難計画の策定、そして自主財源を確保するため、ふるさと出雲崎応援寄附金の寄附促進など、様々な課題の解決に向け、取組を進めてきました。

しかしながら、出雲崎町を取り巻く課題は、いまだ山積しております。これから迎える令和8年度は、出雲崎の未来に向かって、これまで以上に邁進をしていく所存でございます。

また、この1年を振り返ると、不安定な国際情勢、円安、人手不足等による賃金上昇など、複数の要因が複合的に重なった結果、長期化する物価高騰は、食料品やエネルギー価格の上昇を通じて、町民生活に大きな影響を及ぼしています。

とりわけ子育て世帯や高齢者世帯、低所得世帯にとっては、日々の暮らしに直結する深刻な課題となっております。

町では、物価高騰の影響を受けた町民への負担軽減策として、第8弾プレミアム商品券の発行や

小、中学校の給食費への支援、子育て世帯、ひとり親世帯、非課税世帯への現金給付を実施するとともに、町の基幹産業である漁業者の経営を支援する補助事業などに取り組んでまいりました。

そのような中、国では、「R7補正での対応に続き、切れ目なく、「強い経済」を実現する予算」として編成された令和8年度予算は、122兆円を超え、前年度当初予算を7兆円余り上回る過去最大の予算規模となりました。

また、県においては、「将来の人口定常化を目指し、多くの方から魅力ある場として「選ばれる」よう、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」の実現に向け、成長の基盤を築き歩みを進める予算」として、一般会計予算が1兆1,698億円となる予算案について、現在、県議会で審議をされているところであります。

町では、令和8年度は第6次出雲崎町総合計画の第5年次となります。町民の皆様の安全・安心な暮らしを守るために、地域における防災力の一層の強化、子育て、教育の取組のさらなる推進、物価高騰に対する支援、そして地方創生による地域活性化を図り、町民の皆様が生きがいと夢を持ち、安心して生活することができるまちづくりを目指します。その結果として幅広い層から「選ばれる町」となるよう、全身全霊を尽くしてまいります。

令和8年度予算編成の最重点施策について申し述べます。

第6次総合計画の基本構想の理念である「いままでも、これからも、住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎」の実現に向けて、次の3項目を最重点施策として掲げ、将来を見据えためり張りの利いた予算編成といたしました。

1つ目といたしまして、町民の命を守る取組です。

津波からの一時的な避難を目的とした「津波緊急避難場所」を尼瀬地区に整備する基本計画を、津波避難に加え、複合的な用途での活用を踏まえ策定し、町民の命を守る体制を一層強化し、誰一人取り残さない防災体制の確立を図ります。

また、災害発生時に町民への迅速かつ確実に情報を伝達するための基幹的な情報伝達手段である防災行政無線について、個別受信機に代わる新たな情報伝達手段を構築し、より確実に町民へ防災情報が届く体制を整えます。

2つ目といたしまして、物価高騰から町民生活を守る取組です。

長期化する物価高騰は、食料品をはじめとする生活関連費の上昇を通じて、町民生活に大きな影響を及ぼしており、日々の暮らしに直結する切実な課題となっております。

町では、物価高騰により家計負担が増す中、生活に不可欠なライフラインである水道の基本料金を全世帯及び事業者を対象として減免し、日常生活に直結する負担の軽減を図ります。

子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、小、中学校の給食費の保護者負担分を全額補助し、全ての子どもたちの健やかな成長を力強く支えます。

また、物価高騰は、地域にも影響を及ぼしていることから、令和8年度に限り行政区等が維持管

理する外灯の電気料金を補助し、地域の負担軽減を図ります。

3つ目に地方創生に向けた取組です。

人口減少が進行する中、地域の活力を維持し、将来にわたり持続可能なまちを築いていくためには、本町の資源や特性を最大限に生かした地方創生の取組を着実に進めることが重要です。

令和7年度から、国の地方創生分野に携わってこられた皆様のお力添えをいただきながら、戦略的な施策の検討を進めてまいりました。

その検討結果を具現化するため、令和8年度は、地方創生に資する事業にソフト・ハードの両面から取り組みます。

まず、町の地域資源を整理し、観光・体験・ふるさと納税への展開や、関係人口・移住促進への接続までを見据えたアクションプランを策定いたします。

さらに、「いつ行っても何かがある町」という認知の形成に向け、オールシーズンのにぎわいづくりを展開するため、町職員が企画・立案したイベントを開催するとともに、取組の“結果”だけでなく“プロセス”も継続的に発信する情報発信を強化し、共感による関係人口の創出と再訪の促進につなげます。

また、妻入りの街並み沿いの空き家等について、現況調査をし、その利活用の可能性を整理するとともに、官民連携による事業化に向けた受皿づくりを進めます。

加えて、将来の町の柱となる地域商社等の設立可能性について調査・検討を行うとともに、外部専門人材との協働により、町内事業者の付加価値創出や収益性向上に向けた伴走支援を進めます。

ハード事業として、町の地方創生を推進するに当たり、核となる施設である「道の駅越後出雲崎天領の里」について、来訪者の快適性と滞在性を高めるため、時代館の空調設備を更新し、利用環境の向上を図ります。

また、夕風の橋のリニューアルに向けた詳細設計を実施し、次年度以降の整備を円滑に進める準備を整えます。

各事業の実施に当たっては、活性化起業人をはじめとする外部人材の活用など、様々な主体との連携を図りながら、出雲崎町ならではの地方創生を推進します。

次に、令和8年度の主要施策の概要について申し述べます。

それでは、令和8年度の主要施策につきまして、先ほど述べた最重点施策に加えて、第6次総合計画で定めた5つの基本目標の体系に沿って事業概要を申し述べます。

1、健やかに笑顔で暮らせるまちづくり。

多世代交流館きらは、引き続き助産師、保健師等の専門職員を配置し、子育てに関する各種イベントの開催や悩み相談など子育て世代を総合的にサポートし、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

安心して子どもを産み育てられる環境を支援するため、出産準備金と出産祝金を支給する「幸せ

を運ぶコウノトリ祝金」事業を継続して実施いたします。

出産後の身体的回復及び心理的な安定を促進するため実施する「産後ケア事業」について、里帰り先においても産後ケア事業が利用できるようにいたします。

町独自でゼロ歳から2歳児の保育利用料を無償化し、国の施策と併せてゼロ歳から5歳児の保育利用料の無償化を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

ゼロ歳から18歳までの通院費及び入院費を全額助成し、子ども医療費を継続して無料化します。また、乳幼児の紙おむつ等の支給について、対象年齢を3歳未満までの乳幼児に拡充いたします。

訪問介護事業の人材確保と事業者の経営安定を図るため、事業者に対し運営費を補助いたします。あわせて、町内の介護事業者において夜勤に従事する職員の夜勤手当の一部を補助し、人材確保を図ります。

介護予防事業を見直し、生きがいデイサービスと通所型サービスAを統合し、活動内容を充実させるとともに、通所サービスに参加しない高齢者にも、平日5日間の配食サービスが実施できる体制を整えます。

社会参加の促進と健康増進のため、障害者及び自動車の免許を持たない65歳以上の高齢者を対象に、福祉タクシー・バス利用券を交付します。また、在宅障害者の経済的負担を軽減するため、自動車燃料費を助成いたします。

災害時の停電に備え、呼吸器に障害があり在宅酸素療法を行う方の安全確保を図るため、ポータブル電源の購入費を新たに補助いたします。

2、安全で安心して暮らせるまちづくり。

町道の改良・舗装事業は、上中条米田中山線のほか2路線において実施し、生活道路の改良により安全性の向上に努めます。

町が管理する大門橋及び矢郷橋について、橋りょう塗装に含まれる有害物質のPCB（ポリ塩化ビフェニル）を除去し、塗装塗り替え工事を実施します。

乙茂地内の内宮橋について、橋りょう点検の結果、修繕が必要になったことから、損傷部の詳細調査及び修繕工事の設計業務を実施し、道路交通の安全確保と橋りょうの長寿命化を図ります。

豪雨等による水害リスクを軽減し、河川の安全性と治水機能の確保を図るため、護岸が崩壊している吉水川の修繕工事を実施するとともに、堆積土砂の撤去工事を実施いたします。

簡易水道の位置、敷設年度、管径などを管理する水道管路台帳システムを更新し、維持管理の効率化及び水道事業の適正な管理を図ります。

老朽化した神条地区及び相田地区の配水管の更新工事を行い、水道の安定供給を図ります。

公共下水道は、木折町、羽黒町及び住吉町のマンホールポンプ場の汚水ポンプ及び水位計を更新し、安定した汚水処理及び計画的な施設の維持管理を行います。

定住人口の増加を目的とした新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援事業により、若者世代

の住宅取得等を支援します。

基幹交通であるバス路線の長岡線の維持支援及びデマンド交通「てまりん」を運行し、地域公共交通の充実を図ります。

3、地域資源・特性を生かした魅力と活力あるまちづくり。

中山間地域直接支払制度では、複数の集落協定が連携し、鳥獣被害防止のための電気柵設置作業等を共同で行う体制を構築し、農業生産活動等の継続支援を行います。

農業者等が実施する農地や農道、水路、ため池などの農業用施設の改良、修繕事業に対し、補助金を交付します。また渇水対策による改良事業については、補助率を上乗せして補助金を交付いたします。

物価高騰による漁業経費の上昇に対する漁業者支援として、魚箱や氷の購入費に補助金を継続して交付いたします。

本町の重要な観光資源である海岸の清掃を、海水浴シーズンに合わせて実施し、良好な海浜環境の整備を進めます。

町の資源や特性を生かした新たな特産品を開発、製造、加工する事業者に補助金を交付する「ふるさと逸品開発等補助金」について、補助率及び補助上限額を引き上げ、ふるさと納税の返礼品の充実を図ります。

これまで創業者のみを対象としていた利子補給制度について、町内に事業所を有する中小企業者にも対象を拡大し、より幅広い事業者の資金繰りを支え、事業継続と経営の安定化を支援いたします。

道の駅天領の里において、キャッシュレス端末やPOSレジシステムを導入し、利用者の利便性向上と売上げ・在庫管理の高度化を図ります。これにより、経営基盤の強化を進め、価格転嫁の抑制を通じて物価高騰の影響緩和に努めます。

夏は出雲崎駅前、冬は漁協荷捌所を会場に、地域のにぎわいの創出や旬の食材を満喫できるイベントを実施する「出雲崎『美食』街めぐり実行委員会」に対し、負担金を支出いたします。

出雲崎産のブランド米「出雲崎の輝き」などの「食」をメインテーマとしたイベント「出雲崎まんぷくまつり」を引き続き開催し、交流人口の増加を図ります。

企業が地方創生を応援する、企業版ふるさと納税を活用し、総合戦略事業を促進いたします。

4、夢を育み、誇りある歴史、文化を継承するまちづくり。

子どもたちの学習意欲の向上と目標達成に向けた支援として、出雲崎町公設学習塾「まち塾」を継続して実施し、一人一人の習熟度に応じたきめ細かな対応を進めます。

保護者の経済的負担を軽減するため、小、中学校に入学する児童、生徒の入学祝金及び中学校卒業時に卒業祝金を支給いたします。

高校生通学費助成金について、バス利用者の減少や物価高騰の影響により実施されたバス定期券

の運賃改定に伴い、助成金額を10万円から15万円に引き上げ、保護者の経済的負担を軽減いたします。

大学等を卒業後、町内に居住し地元就職した方に、奨学金返還額を支援するとともに、所得要件等を問わない「定住促進奨学金事業」を実施し、町に居住した場合には、返還免除とすることにより若者の定住に結びつけます。

学校施設を計画的に改修・更新し、建物をできるだけ長く安全に使うための中長期的な維持管理計画である「学校施設長寿命化計画」を更新し、将来世代への持続可能な教育基盤を引き継ぎます。

老朽化したスクールバスを更新し、安全性の向上と安定した運行体制の確立を図り、児童、生徒が安心、安全に通学できる環境を整備いたします。

小、中学校における通信速度の向上や電波環境の強化など、通信基盤の整備を進め、児童、生徒がデジタル技術を効果的に活用することができる教育ICT環境を実現いたします。

出雲崎大祭を実施する団体に、補助金を交付し、伝統文化の継承を支援いたします。

出雲崎の海と里山の美しさを体感しながら、参加者同士が交流できる「いずもぎきマラソン」を引き続き開催する実行委員会に対し開催費用等を補助いたします。

北前船や港町としての歴史資料などを展示する「寄港地の町家」について、空調設備を設置し、来館者の安全確保と快適性の向上を図ります。

5、多様な人が関わり、にぎわいが持続できるまちづくり。

ふるさと納税返礼品の追加や効果的なPRなど、ふるさと納税の寄附促進に関する様々な取組を実施することにより、自主財源を確保するとともに、「地域経済の活性化と地域課題の解決」を図ります。

若者の定住、地元での就職の促進を目的とした、ふるさと就職支援商品券発行事業を実施し、新規学卒者及びUターン者の通勤や日常生活の支援を行います。

移住支援策として、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県から18歳未満の方と共に出雲崎町に移住した場合に「子育て世帯移住支援金」を支給し、移住者の拡大につなげ、地域の活性化を目指します。

空き家バンクに登録された物件の家財道具等の処分費用や、空き家の改修費等を補助する「空き家等再生活用支援事業」を実施し、空き家バンクへの登録を促進し、空き家の利活用を図ります。

今後も職員定数の適正化を図り、行政の効率化に努め、財政の健全化を進めるとともに、各種研修への参加による能力開発に取り組み、町民の立場に立ったぬくもりある行政サービスを実施いたします。

なお、令和8年度の主要施策につきましては、年度当初から迅速な事業着手に努めます。

以上、申し上げました考え方を基に、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、主要施策を推進するため、次の予算額を今議会に上程いたします。

一般会計では、37億6,400万円、前年度比1.2%増を計上いたしました。

特別会計では、国民健康保険事業5億1,790万円、前年度比2.6%減、介護保険事業6億2,890万円、前年度比3.1%減、後期高齢者医療9,140万円、前年度比21.9%増、住宅用地造成事業130万円、前年度比72.9%減、公営企業会計では、簡易水道事業2億8,280万円、前年度比5.8%減、下水道事業4億5,990万円、前年度比6.3%減となっております。

一般会計と、公営企業会計を除く特別会計との合計は、前年度比0.4%増の50億350万円となっております。

結びに、人口減少、防災対策、地域医療の確保、1次産業や地場産業の振興など、本町を取り巻く課題は決して小さくありません。しかしながら、出雲崎町には、豊かな自然、歴史と文化、そして何より支え合う温かな地域の力があります。

これらの強みを生かし、令和8年度は、これまで積み重ねてきた取組を着実に前へ進めるとともに、変化の激しい社会情勢に的確に対応しながら、地方創生の推進など新たな取組にも力強く挑み、出雲崎町を未来へつなぐ1年としなければなりません。

その一環として、町民の皆様の声を町政に反映させるため、私が全集落に出向いての「地域懇談会」を開催いたします。町民の皆様との対話と協働を重ね、一人一人の声が生きる参加型のまちづくりを進めてまいります。

「現状維持は後退に等しい」この認識の下、持続可能な町政運営に向け、スピード感と実行性を持って、まちづくりの基本理念である「住み続けたい、関わりたい、帰ってきたい 出雲崎」の実現に向け、これからも一步一步、着実に力強く前進してまいります。

引き続き、町民の皆様並びに町議会議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、令和8年度の施政方針の結びといたします。

○議長（高橋速円） これにより、議案第20号から議案第26号まで、議案7件の提出者の説明を終わります。

補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第20号について、補足説明ありませんか。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） それでは、令和8年度出雲崎町一般会計予算の補足説明をいたします。

今ほど仙海町長から施政方針が示されました。この方針に基づきまして編成しました予算となります。予算書と併せまして、定例会資料といたしまして、当初予算の概要、主要事務事業概要一覧を提出しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般会計予算書1ページをお願いいたします。第1条に歳入歳出予算の総額を定めております。令和8年度当初予算の総額は37億6,400万円、前年度と比較しますと4,300万円、1.2%の増となります。

第2条は債務負担行為です。長岡市北部斎場整備事業負担金について、令和9年度までの債務負担行為を設定しております。

第3条は地方債です。起債限度額2億8,450万円、前年度比9,960万円、53.9%の増となっております。

第4条の一時借入金につきましては6億円、前年度同額です。

第5条、歳出予算の流用はご覧のとおりです。

予算書の内容をご説明いたします。初めに、歳出予算の40ページからお願いいたします。1款の議会費につきましては、説明を省略させていただきます。

43ページをお願いいたします。2款総務費、1項1目一般管理費、2節給料になります。町長、副町長の特別職2人分、一般職員12人、再任用職員1人分の給料を計上しております。

以下、各款の職員人件費につきましては、154ページ以降の給与費明細書に示しておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

下段のほうになります。12節の委託料、当直業務委託料です。こちらは、役場の当直業務の委託料となります。

45ページをお願いいたします。2目文書広報費、12節委託料です。行政区事務委託料です。66行政区への委託料を計上しております。

49ページの上段のほうをお願いいたします。5目財産管理費、12節委託料です。公共施設等総合管理計画更新業務委託料になります。計画策定から10年経過することから更新業務を行います。

14節の工事請負費です。庁舎高圧受変電設備改修工事になります。設備の構成機器の一部が耐用年数を経過していることから更新工事を行います。

7目企画費、7節の報償費になります。ふるさと納税寄附謝礼のほうは、返礼品の費用になります。

51ページをお願いいたします。24節の積立金、ふるさと出雲崎応援基金積立のほうは、来年度は6,000万円を目標としております。

8目の地方創生推進費につきましては、地域おこし協力隊の活動に係る経費2名分のほか、2月の全員協議会で説明いたしましたアクションプラン策定業務委託料等を計上しております。

53ページの下段のほうをお願いいたします。9目の情報管理費、13節使用料及び賃借料です。ガバメントクラウド利用料については、政府共通のクラウドサービスの利用料となりますし、標準化システム利用料は、国が定める標準仕様システムの利用料となります。

55ページの下段のほうをお願いいたします。12目防犯対策費、18節負担金補助及び交付金の集落外灯電気料補助金になります。物価高騰対策として行政区等が維持管理している外灯の電気料の一部を補助し、財源として重点支援交付金を充当いたします。

ページのほう飛びまして、69ページをお願いいたします。3款民生費、1項2目の障害者福祉費

の19節扶助費です。重度障害児者日常生活用具給付費は、在宅酸素医療法を行う方に対して、新たにポータブル電源を購入する費用を給付いたします。

71ページの上段をお願いいたします。6目の保健福祉総合センター管理費、12節委託料の指定管理料です。前年度より220万円ほど減額となっております。

14節の工事請負費には、玄関等照明のLED改修工事を計上しております。

8目の保健福祉事業費、12節委託料の介護予防推進事業委託料は、事業内容等を見直しまして、既存事業と併せて週5日の配食サービスが可能となります。

それから、18節の負担金補助及び交付金です。町介護人材夜勤対応者補助金です。介護人材確保のため、夜勤手当の上乗せ分に対して補助をいたします。

73ページをお願いいたします。2項2目の保育所等費の12節委託料と19節の扶助費です。小木之城保育園の保育実施委託料、それから出雲崎こども園の施設型給付費及び利用料給付費です。園児数等につきましては、補足説明資料のほうを参考としてください。

ページのほう飛びまして、79ページの上段のほうをお願いいたします。7目の子育て支援費の12節委託料、産後ケア事業委託料です。来年度からは、里帰り先でも産後ケアサービスが利用できるように拡充をいたします。

81ページをお願いします。4款衛生費、1項1目の保健衛生総務費の19節扶助費、町乳幼児おむつ等支給です。対象者を満2歳に満たない者から満3歳に満たない者へ拡充をいたします。

85ページをお願いいたします。6目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金です。長岡市北部斎場整備事業負担金につきましては、令和9年度までの債務負担行為を設定しております。27節の繰出金の水道料金減免事業分として簡易水道事業会計への繰出金を計上し、財源として重点支援交付金を充当いたします。

93ページの下段のほうをお願いいたします。6款農林水産業費、1項4目農地費の18節負担金補助及び交付金の町小規模土地改良事業補助金です。農地農業用施設の改善事業に対して補助金を交付いたします。

ページ飛びまして、101ページをお願いいたします。7款1項2目の商工業振興費の18節負担金補助及び交付金の町ふるさと逸品開発等補助金、それから町中小企業事業資金利子補給金、これらにつきましては、いずれも事業内容を拡充いたします。

103ページをお願いいたします。3目の観光費、18節負担金補助及び交付金の出雲崎「美食」めぐり実行委員会負担金につきましては、来年度も6月に駅前地区、3月に海岸地区で行います。出雲崎まんぷくまつり事業補助金については、来年度は内容を凝縮して1日の開催となります。

105ページをお願いいたします。5目の天領の里管理費、12節委託料の夕風の橋改修工事設計業務委託料、それから14節の工事請負費の時代館空調設備改修工事につきましては、いずれも財源として地域未来交付金を充当いたします。

また、17節備品購入費のPOSレジシステムには財源として重点支援交付金を充当いたします。

109ページをお願いします。下段のほうになります。8款土木費、2項2目の道路維持費、14節の工事請負費の町道維持修繕工事（緊急自然災害防止対策事業分）になりますが、六郎女線など4路線と町内一円の除雪前の舗装修繕を計画しております。

111ページをお願いいたします。3目道路新設改良費、14節工事請負費になります。道路新設改良舗装工事として、上中条米田中山線など3路線を計画しております。

4目の橋りょう維持費、14節の工事請負費の橋りょう維持修繕工事は、PCB除去のため、大門橋と矢郷橋の塗装塗り替え工事を実施いたします。

それから、3項河川費、1目河川総務費の14節工事請負費です。河川維持修繕工事としまして、吉水川の護岸修繕工事及び土砂撤去工事を実施いたします。

113ページをお願いいたします。5項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費です。町営住宅照明のLED改修工事を計上しております。

115ページをお願いします。4目の住宅建設費、14節工事請負費には、大門町営住宅、第1住宅の除却工事を計上しております。

それから、9款消防費、1項1目常備消防費の12節委託料です。常備消防事務委託料は、600万円程度増額となっております。

117ページをお願いいたします。117ページの3目消防施設費、27節繰出金です。簡易水道事業会計繰出金の消火栓の取替え工事分になりまして、沢田、田中地内の取替えを予定しております。

119ページをお願いします。4目の防災対策費の12節委託料です。防災情報等一斉配信システム導入業務委託料につきまして、防災行政無線の戸別受信機の生産終了に伴い、新たな情報伝達手段を構築するものです。なお、システムの概要は資料の47ページを参考にしてください。

それから、津波緊急避難場所、尼瀬地区の基本計画策定業務委託料です。こちらについては、2月の全員協議会で説明したとおりになります。

123ページをお願いいたします。10款教育費、1項3目の教育振興費、12節委託料です。学校施設長寿命化計画更新業務委託料です。現在の計画を最新の内容に更新するものです。

それから、18節負担金補助及び交付金の町高校生通学費助成金です。来年度から助成金の上限額を10万円から15万円に拡充いたします。

125ページをお願いいたします。4目の通学バス運行業務費の17節備品購入費です。スクールバスに使用しているマイクロバスの更新をいたします。

127ページをお願いいたします。2項小学校費、1目の学校管理費と、それから133ページの中学校費の1目学校管理費にそれぞれネットワーク構築委託料を計上しております。次期GIGAスクール構想で必要となる環境を構築するものです。

それから、131ページをお願いいたします。2項小学校費、3目学校給食費、それから137ページ

の中学校費のほうにも同様ですが、学校給食費補助金を計上しております。保護者の経済的負担軽減を図るために実施し、財源としまして重点支援交付金を充当いたします。

ページ飛びまして、147ページをお願いいたします。4項の社会教育費、7目町屋展示施設管理費の14節工事請負費には、寄港地の町屋空調設備設置工事、それから歴史や五郎兵衛の外壁修繕工事を計上しております。

151ページから153ページは、公債費関係になります。元金につきましては、5,100万円ほど減額となっております。

次に、歳入予算をお願いいたします。13ページからになります。13ページ、1款町税、2項の固定資産税につきましては、償却資産の減額に伴いまして550万円ほど減額を見込んでおります。

13ページから17ページまでの2款地方譲与税以降の譲与税につきましては、地方財政計画、その伸び率等を参考に、また過去の実績等を踏まえまして、適切な額を見積りまして計上させていただいております。

17ページをお願いいたします。地方交付税です。本町の歳入の大層を占めているものです。地方交付税は、当初予算では例年見積額から一定の留保額を見込んでおります。普通交付税は、人件費等の増額により、本年度より5,300万円増としております。また、特別交付税は地域活性化起業人制度の導入により1,800万円増としております。

13款の電源立地地域対策交付金、2節の電源立地地域対策交付金につきましては、小中学校の給食室給湯器の入替え、中央公民館の気中開閉器の交換のほか4か所の公共施設の照明LED改修工事に充当をしております。

19ページ上段です。3節の大規模発電用施設立地地域振興事業補助金につきましては、ごみ収集運搬委託料、通学バス運行事業、小中学校の運営費として教員の補助員などの人件費等に充当をしております。

21ページから29ページまでは、16款の国庫支出金、それから17款の県支出金となっております、補助対象事業費に応じて定められた補助率、または負担割合を乗じて、適正な金額を見積もっております。

23ページの下段をお願いいたします。こちらには6目に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、それから7目に地域未来交付金を計上しております。

29ページの上段をお願いいたします。6目の環境整備事業交付金になります。エコパークいずもぎき第3期処分場周辺環境整備事業交付金につきましては、平成27年度から令和12年度までに総額15億5,000万円の交付を受ける予定となっており、令和8年度以降につきましては5,000万円となります。

31ページの下段をお願いいたします。19款寄附金、2目のふるさと納税寄附金です。来年度は6,000万円を計上しております。

33ページをお願いいたします。20款繰入金、1目の基金繰入金の財政調整基金は、当初予算では本年度より1億2,000万円減額の2億3,000万円の繰入れを予定しております。

37ページから39ページの23款町債につきましては、説明欄に掲げてあります事業について起債するものであります。

歳入歳出予算は以上となります。

154ページ以降に給与費明細書が添付されておりますし、160ページには債務負担行為の調書、161ページには地方債の年度末残高の資料となっております。

補足は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋速円） 次に、議案第21号から議案第23号について、補足説明がありましたらお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をさせていただきます。

まず、国民健康保険事業特別会計予算につきましてお願いをいたします。初めに、歳出予算について主なものを申し上げます。予算書177ページをお願いいたします。1款総務費には、職員1人分の人件費、国保税の賦課徴収費に係る経費を計上しております。

1項1目一般管理費の12節委託料と13節使用料及び賃借料には、国保事業市町村事務処理標準システムの関係予算を計上しております。

179ページをお願いいたします。2款保険給付費には、療養諸費や高額療養費等、保険から給付される経費を計上しております。

1項1目の療養給付費は、県試算の推計給付費を基に被保険者の推移と実績を加味しております。被保険者が減少したことによりまして、受診件数の減を考慮しており、前年度より1,247万円減額の3億2,953万円を計上しております。

181ページをお願いいたします。3款保険事業費納付金では、県に支払うための納付金として医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護給付費分、そして少子化、人口減少対策として児童手当等の抜本的拡充等、子ども・子育て政策の給付拡充を図るための財源といたしまして、令和8年度から創設される子ども・子育て支援分の予算を計上しており、全体で前年度より307万3,000円増額の1億189万2,000円となっております。

4款保健事業費には、疾病予防として人間ドック検診委託料や特定健診委託料等を計上しております。人間ドックは、30歳から74歳の方を対象に、1人当たり2万円を助成いたします。

次に、歳入予算について主なものを申し上げます。171ページをお願いいたします。1款国民健康保険税は、前年度の税率を据え置いておりまして、全体の被保険者数は減少しているものの、令和8年度から創設される子ども・子育て支援金分により、217万4,000円増額の7,448万3,000円を計上しております。なお、算定方法等につきましては、議会資料53ページから55ページのとおりとなっ

ておりますので、参考としてください。

173ページをお願いいたします。5款県支出金は、医療給付費に必要な費用を全額普通交付金として交付されますし、保険者努力支援制度や特定健診に伴う財源措置として特別交付金が交付されます。

7款繰入金には、一般会計からの繰入金を計上しておりまして、全てが法定内繰入金となります。保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険税の増減相当額を繰り入れる保険税軽減分と、保険税の軽減対象となった被保険者に応じて平均保険税の一定割合を繰り入れる保険税支援分がございます。なお、財政調整基金繰入金については、今年度は予算計上はしておりません。

国保特会予算につきましては以上でございます。

次に、介護保険事業特別会計予算につきましてご説明をさせていただきます。初めに、歳出予算について主なものを申し上げます。予算書205ページをお願いいたします。1款総務費には、職員2人分の人件費、保険料の賦課徴収費、介護認定審査に要する経費を計上しております。

207ページをお願いいたします。2款保険給付費には、介護サービス費等として介護保険から給付される経費を計上しております。

1項1目の介護サービス給付費は、前年度と比較して、居宅介護サービス給付費は1,660万円減額の1億6,280万円、施設介護サービス給付費は200万円減額の2億9,000万円、地域密着型介護サービス給付費は300万円増額の5,000万円を計上しております。

2項1目の介護予防サービス費には、前年度と比較して240万円減額の1,260万円を計上しております。

209ページをお願いいたします。4款地域支援事業費は、総合事業に係る経費を計上しており、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方及び基準該当の方に係る訪問型、通所型サービス給付費の予算を計上しております。

211ページから213ページをお願いいたします。2項1目の一般介護予防事業費には、八手の茶の間と海辺の茶の間の事業費を町社会福祉協議会に委託する経費162万6,000円を計上しております。

3項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターの委託に要する経費として942万5,000円を計上しております。その上で、3目在宅医療・介護連携推進事業費、4目生活支援体制整備事業費及び5目認知症総合支援事業費の各事業を地域包括支援センターに委託することで、高齢者の総合相談、窓口機能の充実、強化、地域包括ケアシステムの推進するための経費を計上しております。

次に、歳入予算について主なものを申し上げます。197ページをお願いいたします。介護保険料の段階別保険料額は、3年ごとに見直すこととされておりまして、令和8年度は前年度と同額となっております。第1号被保険者保険料につきましては、被保険者は減少しているものの所得の高い被保険者が増えたことなどによりまして、前年度より101万円増額の1億1,941万2,000円を計上しております。

197ページから199ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項1目の介護給付費負担金は、介護給付費に係る国の負担分で、給付費に対して居宅分は20%、施設分は15%の負担率となっております。

199ページの4款支払基金交付金のうち1項1目の介護給付費交付金の負担割合は給付費の27%、5款県支出金のうち1項1目の介護給付費県負担金は給付費に対して居宅分は12.5%、施設分は17.5%の負担率となっております。

201ページをお願いいたします。7款繰入金のうち1項1目の一般会計からの介護給付費繰入金は、給付費の12.5%の負担割合となっております。また、2項の基金繰入金は100万円を計上しており、令和8年度末の基金残高は1億6,007万3,000円となる見込みでございます。

介護特会の予算につきましては以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明をさせていただきます。初めに、歳入予算について主なものを申し上げます。予算書225ページをお願いいたします。後期高齢者医療保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、2年に1度見直すこととされております。新潟県後期高齢者医療広域連合では、団塊の世代の年齢到達による被保険者の増加、それと診療報酬の改定等が見込まれることから、令和8年度より保険料率の引上げを行うこととして、2月10日の広域連合議会において可決されております。これにより、医療分については均等割4万4,200円から4万9,200円へ引上げ、所得割につきましては8.61%で据置きとなります。あわせて、新たに子ども・子育て支援金制度を導入され、医療費分とは別に付加される保険料といたしまして、均等割額1,354円、所得割率は0.26%となり、1款後期高齢者医療保険料は前年度より1,396万7,000円増額の6,595万円を計上しております。

3款繰入金は、事務費及び保険基盤安定化に係る一般会計繰入金となっております。前年度より241万2,000円増額の2,503万7,000円を計上しております。

次に、歳出予算の229ページをお願いいたします。3款後期高齢者医療広域連合納付金は8,845万5,000円で、保険料納付金と保険基盤安定化に係る県、町の負担分の合計額を計上しており、前年度より1,574万6,000円増額となっております。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋速円） 次に、議案第24号から議案第26号について、補足説明ありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 議案第24号、宅造会計につきまして補足説明させていただきます。

241ページをお願いいたします。令和8年度は、1款1項1目の住宅団地管理費で既存住宅の管理に係る経費を計上しております。

歳入につきましては、一般会計繰入金を主な財源としております。

宅造会計は以上でございます。

続きまして、議案第25号、簡水会計でございます。企業会計の予算書8ページ、9ページをお願いいたします。1款1項営業収益の1目給水収益水道使用料でございます。4月から9月の基本料金減免がございますので、前年度比大幅な減額となっております。

2項3目の他会計負担金で基本料金減免分を補填しております。

13ページをお願いいたします。1目原水及び浄水費の16節委託料の上から4番目、水質検査委託料でございますが、健康被害が懸念されるPFOSの検査が基準項目となりましたので、浄水で2回、原水で1回検査することが追加されております。

22節工事請負費では、井戸ポンプ3基のオーバーホールや浄水場のろ材交換工事費などを計上しております。

2目配水及び給水費の19節修繕料は、自然漏水などに対応する経費でございます。

15ページに移りまして、3目受託工事費、22節工事請負費の消火栓取替工事は、一般会計でも説明がございましたが、箇所につきましては沢田地内と田中地内の2基でございます。

4目業務費、5目総係費は、営業に係る経費を計上しております。その中で、16節委託料ですが、17ページに移りまして、説明欄の2段目、水道管路台帳システム構築業務委託料は、現在使用しております水道管路のマッピングシステムが相当古いものでございますので、システムの更新を実施いたします。財源は、自己財源でございます。

21ページをお願いいたします。資本的収入の1項企業債、4項国庫補助金は、老朽管更新工事の財源として計上しております。

23ページに移りまして、1項2目給配水施設費の22節工事請負費は、神条地内、相田地内の老朽管更新工事費をのせております。

簡水会計は以上でございます。

続きまして、議案第26号、下水道会計でございます。44、45ページをお願いいたします。1款1項営業収益は、料金収入などの営業に係る収入を計上しております。

2項営業外収益は、収益的収支内で不足する金額を一般会計から繰り入れる他会計補助金、起債の元利償還金のうち一般会計が負担するとされている他会計負担金などを計上しております。

49ページをお願いいたします。収益的支出の1款1項1目管渠費の16節委託料、管路施設清掃は下水道マンホールポンプ管の清掃や下水道、農排の管路約1万1,500mほどの清掃業務の経費でございます。

2目処理場費、22節工事請負費では、久田浄化センターのポンプ場、反応タンクなどの修繕工事費などを計上しております。

3目総係費は、人件費などの事務的経費でございます。

54、55ページをお願いいたします。資本的収入です。1項企業債と5項国庫補助金はstromane事

業で、特環下水のマンホールポンプ更新の財源として計上しております。

2項出資金ですが、資本的収支で不足する財源を一般会計から繰り入れるものでございます。

56、57ページをお願いいたします。資本的支出の1款1項1目管路建設改良費は、起債、国庫補助金を財源として、マンホールポンプ場の汚水ポンプ6台を更新する予算となっております。

以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（高橋速円） 以上で補足説明は終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号から議案第26号までの議案7件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第26号までの議案7件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

○議長（高橋速円） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定いたしました。この際、しばらく休憩いたします。

（午後 2時11分）

○議長（高橋速円） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時12分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長互選

○議長（高橋速円） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に高桑佳子議員、並びに副委員長に島明日香議員がそれぞれ互選さ

れました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高橋速円） 議案第20号から議案第26号まで議案7件は、予算審査特別委員会に付託いたします。

なお、質疑はその委員会で行いますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（高橋速円） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時13分）